

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県広域水道企業団条例第6号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、その改正が適用される地方公務員との均衡を考慮して、職員の部分休業制度及び子育て部分休暇制度の拡充をするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年10月1日から施行することとした。